

静岡中田サッカースポーツ少年団及び父母会規則

1. この会の目的は、中田小学校の少年少女を対象とすることを原則としサッカーを通じて体育・学業の向上を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的とします。
2. この会の運営に必要な経費は、運営費をもって賄うことを原則とします。
3. この会の目的に協力し加入する団員の父母は、入会金 1,000 円を収めます。
4. 対象学年は、小学 6 年生以下とする。
但し、小学 1 年生未満者の入団については、当該指導者の判断と同意を要す。
5. 運営費は、1 ヶ月につき次のとおりとします。

* 3 年生以下 3,000 円

* 4 年生以上 3,500 円

6. 運営費は、毎回例会毎に徴収します。
7. ユニフォームは、原則として団で一括購入し、団員に貸与します。
8. 団員または団員の父母に不幸が生じた時は、慶弔費として 5,000 円供します。
9. 団員または団員の父母が団活動中に怪我で入院（5 日以上）した時は、見舞金として 3,000 円供します。
10. 卒団後の団員で OB 会を組織することができます。
11. 卒団後の父母会で後援会を組織することができます。
12. この会の会計報告は、年 1 回とします。
13. この会の役員は次の通りとします。

* 会長 1 名

* 副会長・総務・会計・保険各 2 名以上

* 会計監査 1 名

* 班長は、各学年の団員数に応じて適宜決定します。

* 必要に応じて、団長、副団長を置くことができます。

14. 役員は、総会において会員の中から選出します。
15. 役員及び指導者の任期は、1年とし改選します。
16. この会の事務所は、会長宅に置きます。
17. その他、緊急事項は、役員会において決定することができます。

《付則事項》

1. 学校施設を利用するときは、別紙「中田小学校施設利用規則」を厳守します。
2. 団員の用具購入については、高価不買をモットーとし、節約をします。
3. 試合等において団員の送迎時、父母の協力を得た車が事故を起こした場合、この会はもちろん、父母も運転者にもその責任を負わせてはいけません。
4. 団員の指導及び試合に関したことは、監督・コーチに一任します。
5. 無断欠席の場合は、運営費は徴収します。
6. この会に顧問及び相談役を置くことができます。
7. 全団員は、入会と同時に運営費を持って、スポーツ障害保険に加入します。
8. 退団の場合は、文書を持って速やかに会長に提出します。
9. この規則は、平成13年4月1日より施行します。
10. 平成14年10月1日父母会規則第4項改正

以上